

議会広報広聴特別委員会次第

令和2年6月23日(火)

午前10時00分開議

第3・4委員会室

- 1 「市議会だより写真コンクール」応募作品の審査について
- 2 今後の議会報告会について
- 3 その他

1 流山市議会基本条例逐条解説

(平成21年3月30日条例第10号)

改正 平成22年 2月23日 条例第 1号
平成23年 9月 7日 条例第18号
平成25年 2月27日 条例第 2号
平成26年 6月30日 条例第20号

目 次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則(第3条—第8条)

第3章 市民と議会の関係(第9条・10条)

第4章 議会と行政の関係(第11条—第15条)

第5章 自由討議の保障及び拡大(第16条)

第6章 委員会の活動(第17条)

第7章 政務活動費(第18条)

第8章 議会及び議会事務局の体制整備(第19条—第23条)

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第24条—第26条)

第10章 条例の検証及び見直し手続(第27条)

附 則

～ 省 略 ～

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第9条 議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

◆第9条の解説◆

- ①議会が市民に対して果たすべき重要な責任は、活動の情報公開によって透明性を高めることや、審議等における論点や争点の説明責任を十分果たすことであると規定しています。
- ②市民と議会は、今後も双方向の関係を築いていくことが必要であり、市民との意見交換の場を多様に設けることにより、市民の関心や意見を把握して、議員の政策立案能力を強化し、政策提案の拡大に努めていくことを規定しています。

(議会報告会)

第10条 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

◆第10条の解説◆

前条第2項の「市民との意見交換の場」の1つとして、議会自らが積極的に地域に出向き、直接、市民に対して政策提言など議会活動の状況を報告し、市政に関する情報を提供するとともに、市民の関心や意見を直接お聞きする貴重な機会として議会報告会を位置づけて実施していくことを規定しています。なお、議会報告会の開催単位や報告会での議員の役割等の詳細については、別途定めていくことを規定しています。

～ 省 略 ～

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年9月7日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月27日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条(見出しを含む。)の改正規定は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月30日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

1 7 流山市議会議会報告会実施要綱

(平成22年3月26日議会告示第1号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、流山市議会基本条例（平成21年流山市条例第10号）第10条第2項の規定に基づき、議会報告会（以下「報告会」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(開催時期等)

第2条 報告会は、同一年度内に1回以上開催する。

2 報告会は、班体制で行うものとする。

(報告会の内容)

第3条 報告会の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 定例会及び臨時会の概要報告
- (2) 市民との意見交換
- (3) その他議長が必要と認める事項

(班の構成)

第4条 報告会における班の構成は、流山市議会議員（以下「議員」という。）の所属委員会、所属会派、期別等を基準として、議会広報広聴特別委員会（以下「広報委員会」という。）が定める。

(編成等)

第5条 班は、7人以内の議員で構成し、4班編成とする。

- 2 班に代表者1人を置く。
- 3 代表者は、それぞれの班において互選する。
- 4 班における議員の役割は、班の構成議員が協議して代表者が決定する。

(開催内容等)

第6条 報告会の日程、次第、会場及び報告事項については、広報委員会で協議して決定する。

- 2 広報委員会の委員長は、前項の規定により決定した内容を議長に報告するとともに、議長の了承を得て、それぞれの班の代表者に伝達するものとする。

(資料)

第7条 報告会での配布資料は、必要に応じて班において準備するものとする。

(記録)

第8条 報告会の記録は、班の構成議員が行うものとする。

- 2 報告会の記録内容は、要点記録とすることができる。

(報告書)

第9条 各班の代表者は、報告会終了後において速やかに、広報委員会の委員長に報告書を提出するものとする。

2 広報委員会の委員長は、各班から前項の報告書が提出されたときは、速やかに議長に対してその旨を報告するものとする。

3 第1項の規定により提出のあった報告書の概要は、流山市議会ホームページに掲載するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

議会報告会 これまでの開催状況

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	
	H21.11	H22.5	H22.11	H23.11	H24.5	H24.11	H25.5	H25.11	H26.5	H26.11	H27.11	H28.5	H28.11	H29.5	H29.11	H30.5	H30.11	R1.11	R2.5 【中止】	
開催形態	1日1会場のみで開催	1日4会場×1日 ※1		1日2会場×2日 ※2		1日3会場、同日別時刻に1会場で開催 ※3	1日4会場×1日 ※1	1日2会場×2日 ※2	1日2会場×2日 (市民がすべての会場を回れるよう、各日開催時間を午前・午後で分けて実施)											
班構成	班なし	会派や期数、地区、所属などの条件を勘案してシャッフルし作成した班(全4班)						常任委員会ごとの班(全4班)											地区ごとの班(全4班)	
開催地区	南部	北部・中部・南部・東部を各班が順番に回る																	各班が地元の地区で開催	
手話通訳 要約筆記 一時保育 磁気ループ		実施なし					手話通訳・要約筆記・一時保育について、事前申込制で実施(第8回からは磁気ループも導入)													

平成22年4月1日
流山市議会報告会実施要綱 施行

- ※1・・・同日同時刻に会場で議会報告会を開催した。
- ※2・・・同日同時刻に2会場で開催×2日＝計4会場で議会報告会を開催した。
- ※3・・・同日同時刻に3会場で開催し、同日の別時刻に1会場で開催した。(計4会場、開催日は1日のみ)

} 同日同時刻に開催すると、市民は1会場にしか参加できないデメリットがあります。

各議会報告会の詳細については、市議会ホームページの「議会報告会」ページをご覧ください。

議会報告会実施要綱 見直しシート

改正が必要と思われる条項	現行の要綱	改正が必要な理由	見直し結果(案)
(開催時期等) 第2条第1項	報告会は、同一年度内に1回以上開催する。 →	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、開催を見送ることとしたため、改正が必要。	本年度のような社会現象が想定されていなかった。 今後も、災害などにより開催が出来ない不測の事態を考え、年1回以上の開催は確保しつつ、不測の事態には開始中止も決定できる要綱とする。 第2条第1項「報告会は、同一年度内に1回以上開催する。」のあとに、「ただし、 特別の事情がある場合にはこの限りでない。 」と文言を追加する。
(編成等) 第5条	班は、7人以内の議員で構成し、4班編成とする。 →	令和元年度に、地域別地元議員の班編成を試行したが、7人、4班体制の縛りがあるため、班編成に苦慮した。 柔軟な班編成で開催ができるよう、改正が必要。	

※「議会報告会実施要綱」の改正については、議会報告会について見直しをするにあたり、現在妨げとなっている条文について改正をするものです。

今後の議会報告会のあり方についての協議に重点を置くため、要綱の条文1つ1つを見直しするための協議を行っていくものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

議会報告会実施要綱 改正スケジュール

委員会 開催日(予定)	要綱改正スケジュール	来年度5月に議会報告会を 開催する場合のスケジュール
6/23(火)	今後の議会報告会について協議 <持ち帰り> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 以前の委員会の協議の中で挙がっていた意見や、今後のスケジュールを確認 	
7/13(月)	今後の議会報告会について協議 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 見直すべき項目(班構成や開催回数など)と要綱で改正する条項を決定 ➢ 要綱改正案の方向性(どのような内容にするか)を決定 	
8月	今後の議会報告会について協議【予備】 ※7/13(月)で決まりきらなかった場合は委員会を開催	
9月	要綱改正案の提示(正副委員長・事務局案) <持ち帰り> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 要綱改正に係る協議 <div style="text-align: center;"> </div> 10月の委員会までに要綱改正案に対する修正等を事務局に提出してもらう	
10月	要綱改正案の最終調整⇒決定	
11月	<div style="text-align: center;"> </div>	
1月	10月の委員会以降、要綱の一部改正手続き・告示手続きを事務局が行う。	班構成(メンバー)・各班の開催日程を決定⇒施設予約手続き
2月		各班のテーマ・役割分担を決定 ⇒広報ながれやま 4/1 号原稿提出